

自動交付機の証明書交付サービス

7月30日に終了します

市民課(市役所1階)・中央公民館・三里塚コミュニティセンターに設置している自動交付機による証明書交付サービスは、7月30日(日)に終了します。今後「なりた市民カード」は使用できなくなりませんが、「印鑑登録証・なりた市民カード」は、窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際に必要になりますので、引き続き大切に保管してください。

コンビニ交付を利用してください
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本・附票(本市に本籍がある人のみ)が取得できます。
マイナンバーカードを持っている人で利用者証明用電子証明書の発行を希望しなかった人、住民基本台帳カードにコンビニ交付の暗証番号を設定していない人は、コ

ンビニ交付が利用できません。利用を希望する人は市民課、下総・大栄支所で申請してください。なお、住民基本台帳カードの暗証番号設定の申請期限は7月30日です。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

用途地域指定方針・基準

7月3日から閲覧開始

市では、地域の適切な土地利用の誘導を図るための基準となる「成田市用途地域指定方針及び指定基準」の作成を進めています。この計画について素案を公表し、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間 7月3日(月)～8月2日(水)

閲覧場所 都市計画課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市

立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこづつ、赤坂ふれあいセンター、企画政策課ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/sei/sosiki/kikaku/public_comment.html)

意見の提出方法 8月2日(水)必着までに、閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで都市計画課(〒286-8585 花崎町760 FAX 22・4493 Eメール tosikei@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表 市の考えと併せてホームページなどで掲載

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

不動産の会場公示

差し押さえ物件を 入札で

市税などの滞納処分で差し押さえられた不動産を入札で売却します。

日時 8月29日(火) 午後2時から
(事前説明は午後1時45分から)
会場 市役所6階大会議室

公売予定物件 田(大竹)ほか
必要なもの 公売保証金、印鑑、買受適格証明書(農地の場合)
証明書交付申請は7月25日(火)まで、委任状(代理人が入札する場合)
代金納付期限 9月5日(火) 午後2時30分

※くわしくは納税課(☎20・1519) ホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp/sei/sosiki/nozei/index.html>へ。

立地適正化計画

説明会を開催します

「成田市立地適正化計画(居住誘導区域編)」について、説明会を行います。

会場では、計画についてのパネル展示とともに、参加者に対して個別に情報提供・説明を行います。参加を希望する人は当日直接会場へ来てください。

期日と会場

7月4日(火)～7月6日(木)：スカイタウンギャラリー
7月10日(月)：赤坂ふれあいセン

ター
7月11日(火)：もりんぴあこづつ
7月12日(水)：三里塚コミュニティセンター
時間 午前9時30分～午後5時
※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

家屋の新築・増築

資産税課へ連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがあれば資産税課へ連絡してください。リフォームで事務所を居宅にしたなどの用途の変更は、担当者による現地確認が必要な場合があります。また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

市長日誌



6月1日～15日

1日	成田法人会総会
2日	6月定例会市議会開会(～21日) 企画展「下総御料牧場の記憶」
3日	オープニングセレモニー 豊住地区敬老会
4日	成田市近隣スポーツ少年団ラ グビー交流大会 中郷地区騒音対策協議会総会
5日	市町村長会議 高齢者クラブ連合会春季グラ ウンド・ゴルフ大会
6日	市議会一般質問(～9日) 成田空港騒音対策地域連絡協 議会「成田空港の更なる機能 強化に関する説明会」
10日	成田ニュータウン防犯パトロー ル隊総会
11日	医学部設置に関する特別委員会
12日	経済環境常任委員会 成田空港に関する四者協議会 建設水道常任委員会
13日	教育民生常任委員会 農政懇談会
14日	空港対策特別委員会
15日	総務常任委員会



定例会市議会で(2日)

市民委員を公募します

防犯まちづくり推進協議会

防犯まちづくりの推進に必要な助言などを行う市民委員を募集します。

応募資格 10月5日(木)現在で20、74歳の市内在住の人(ほかの審議会などの委員に委嘱されている人・議員・市の常勤職員を除く)

定員 2人

任期 10月5日から2年間

選考方法 書類審査および8月4日(金)に面接試験

応募方法 7月21日(金)(必着)までに直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・勤務先(職業)または学校名と応募動機(400字程度)を交通防犯課

(市役所2階)〒286・858
5 花崎町760 FAX 24・2
858 Eメール koisu@city.narita.chiba.jp

※くわしくは同課(☎20・152)へ。

水稻の薬剤散布

7月17日～24日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病気から守り、良質な米を作るため、ラジコンヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 下総地区：7月17日(月)・祝(19日)(水)
 - 大栄地区：7月21日(金)・22日(土)
 - 成田地区：7月22日(土)～24日(月)
- 作業予定時間は午前5時～11時

ごろです。雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意して下さい。

- 散布時間は、通勤・通学時間帯と重なる場合があるため、区域内の水田周辺の通行や駐車をなるべく避ける
- 洗濯物や寝具などは屋外に干さないようにし、小動物を入れておく籠などにはカバーを掛ける
- 薬剤が掛かったときは水で洗い落とす。心配な場合は農政課、北総農業共済組合へ相談する。
- 緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)、神崎クリニック(☎0478・72・3117)へ連絡してください
- ※くわしくは農政課(☎20・1541)、北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

空き地の管理

草刈機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出しますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

介護保険料

保険料額決定・納付通知書の発送

市では、介護保険料額決定・納付通知書を7月14日(金)に発送します。

今回から、納付通知書の様式が封筒(長形3号)サイズの冊子からA4サイズ2枚組になり、見やすくなります。

コンビニエンスストアでの支払いや、インターネットを使ったクレジットカードによる支払い、

ATMを使った「ペイジー」による支払いも利用できます。

年金からの引き落とし(特別徴収)で納付する人には、保険料額決定通知書を7月21日(金)に発送します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付書での納付(普通徴収)に変更させていただきます。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

農地の転用

必ず届け出を

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。

- 宅地・駐車場・資材置場などに転用する
- 埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する
- 違反者には、県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金に処せられます。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

井戸の衛生管理

定期的に点検を

井戸の衛生管理は、設置者の責任となります。

次のことに気を付けて適正な管理に努めてください。

- 井戸やその周辺は、定期的に掃除や点検を行って清潔に保つ
- 井戸やその周辺に、人や動物が入れないようにする
- 定期的に水質検査を受ける
- 井戸を新たに設置したときも水質検査を行い、安全を確認してから飲用する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

高額療養費

自己負担限度額が変わります

高額療養費は、医療機関の窓口で支払う医療費が同一月内で自己負担限度額を超えた場合に、申請により差額分が給付されるものになります。

制度改正により、8月から70歳以上の人の限度額は下表の通りになります。

70歳以上の人の自己負担限度額

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得が145万円以上の人	5万7,600円	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算。4回目以降は4万4,400円)
課税所得が145万円未満の人	1万4,000円 (年間上限額14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万4,400円)
市・県民税非課税世帯(年金収入が80万円以下など)	8,000円	1万5,000円
市・県民税非課税世帯(そのほか)		2万4,600円

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20・1526、後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。

市契約の臨海宿泊施設

利用料金を助成します

契約施設と問い合わせ先

- 休暇村館山(☎0470・290211)
- 蓮沼ガーデンハウスマリーノ(☎0475・86・2511)
- 鶴原民宿組合(☎0470・73)

7442)

- 岩井民宿組合(☎0470・572088)

対象Ⅱ市に住民記録がある小学生以上の入居者

助成額Ⅱ小学生2、000円、中学生以上2、500円

利用方法Ⅱ宿泊施設に予約後、印鑑を持ってスポーツ振興課(市役所4階)へ申請し、発行された利用券を宿泊施設に提出する

※助成は年度ごとに1人1回までです。くわしくは同課(☎20・1584)へ。

ペットボトルのリサイクル

店頭でも回収します

市では、ペットボトルをオレンジ色の指定袋で資源物として回収しています。市内事業所の店頭

に設置してある回収ボックスも利用できます。回収ボックス設置協力店は、クリーン推進ホームページ(<http://www.city.naria.chiba.jp/sisei/sosiki/clean/std010.html>)をご覧ください。

また、ペットボトルを捨てるときは、次の点に注意してください。

- キャップ・ラベルを外す

○中身を軽くすくぐ

○ペットボトルをつぶす

○取り外したキャップとラベルは、プラスチック製のものには白色の指定袋に入れて、紙製のものは雑紙として出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

下水道の使用

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用したものと計算します。水道水と井戸水を併用の場合は、水道水の使用水量に井戸水分として1人当たり1カ月に3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡し、変更手続きをしてください。

口座振替をご利用ください

下水道使用料の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替への切り替えを希望する人は、通帳・口座届け出印

納入通知書兼領収書などを持って金融機関で手続きしてください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。水は限りある貴重な資源ですので、節水を心がけましょう。

- 洗濯や庭のまき水は、風呂の残り湯を使う
- 歯みがきはコップを使って行う
- 洗顔は水をためて行う
- 洗車はバケツを利用して行う
- 食器洗いは水をためて行う
- トイレを流す時は大小レバーを使い分ける

※くわしくは水道部業務課(☎20269)へ。

お詫びと訂正

広報なりた6月15日号12ページの「固定資産税の減額」の住宅耐震改修工事の減額率に誤りがありました。お詫びして訂正します。

正：2分の1
誤：3分の1